

事務連絡
令和2年4月17日

別記団体 ご担当者 殿

国土交通省海事局
安全政策課危機管理室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改正を受けた、感染拡大の防止等について（依頼）

我が国における新型コロナウイルス感染症は、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況にあります。

このような状況を踏まえ、4月16日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、本部長である内閣総理大臣より、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県以外の全道府県についても、令和2年4月16日から5月6日までの21日間を期間とする緊急事態宣言が発出されたところです。（別紙1）

また、同日の新型コロナウイルス感染症対策本部では、去る令和2年3月28日に同本部で決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改正されました。（別紙2）

改正された同方針では、社会機能の維持について、特定都道府県が、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者¹に対し、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業特性を踏まえ、業務の継続を要請することが引き続き記載されております。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第9条に基づく業務計画を作成している指定公共機関におかれましては、引き続き、同計画に従い、事業継続が可能な体制の整備及びその他の必要な準備を進めて頂きますようお願いいたします。

¹ 別紙2の別添「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」の4. ②「社会の安定の維持」において、物流・運送サービスとしての海運を明記。

また、総理より、「今後、ゴールデンウィークに向けて、全ての都道府県において、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することを、まん延防止の観点から絶対に避けるよう、住民の方々に促していただくようお願いいたします。」との発言や、「この緊急事態を5月6日までの残りの期間で終えるためには、最低7割、極力8割の接触削減を何としても実現しなければなりません。」との発言がありました。

貴団体等及び傘下事業者等でも既に在宅勤務（テレワーク）に係る取組みを進めて頂いていることと存じますが、改めて、緊急事態宣言時に継続が求められる事業等にも配慮しながら、最低7割、極力8割という接触削減の目標の達成に向け、特定警戒都道府県²に所在する傘下事業者等に、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにすること、②やむを得ず出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らすこと、③取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの上記の取組を説明し、理解・協力を求めることなど、テレワークの更なる推進について、要請して頂きますようお願いいたします。

また、特定警戒都道府県以外の特定都道府県³に所在する傘下事業者等についても、各都道府県知事からの要請内容等も踏まえ、テレワークの更なる推進等に取組んでいただくことにつき、要請して頂きますようお願いいたします。

貴団体等におかれましては、これまでも新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等の取組にご協力頂いているところですが、別紙を含む本事務連絡の内容について、傘下事業者等に周知頂き、引き続き感染防止に万全を期すとともに、事業継続が可能な体制の整備、テレワーク等の推進に適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

電話：03-5253-8111(代表)

国土交通省海事局安全政策課

宮岡 miyaoka-s2wr@mlit.go.jp

伊藤 itoh-y2ug@mlit.go.jp

脇野 wakino-s2nx@mlit.go.jp

² 特定警戒都道府県：東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県の13都道府県（令和2年4月16日時点）

³ 特定警戒都道府県以外の特定都道府県：特定警戒都道府県を除く全ての県（令和2年4月16日時点）

【別記】

一般社団法人 日本船主協会
一般社団法人 日本外航客船協会
一般社団法人 日本旅客船協会
一般社団法人 日本長距離フェリー協会
日本内航海運組合総連合会
外国船舶協会
外航船舶代理店業協会
日本船舶代理店協会
一般社団法人 日本造船工業会
一般社団法人 日本造船協力事業者団体連合会
一般社団法人 日本中小型造船工業会
一般社団法人 日本舶用工業会
一般社団法人 日本マリン事業協会
一般財団法人 舟艇協会
一般財団法人 日本造船技術センター
公益財団法人 マリンスポーツ財団
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会
一般財団法人 沿岸技術研究センター
公益財団法人 日本適合性認定協会
上海フェリー株式会社
日中国際フェリー株式会社
有限会社 沖縄シッブスエージェンシー
有限会社 陸通
一般社団法人 日本船舶電装協会
一般社団法人 日本舶用機関整備協会
一般社団法人 日本船舶品質管理協会
公益財団法人 東京エムオウユウ事務局
一般財団法人 日本海事協会
一般財団法人 日本舶用品検定協会
日本小型船舶検査機構
アメリカン・ビューロー・オブ・シッピング
DNV GL AS
ロイドレジスター・グループリミテッド
CCS
韓国船級協会

一般社団法人 大日本水産会
一般財団法人 日本船舶技術研究協会
一般社団法人 全国モーターボート競走施行者協議会
一般財団法人 日本モーターボート競走会
公益社団法人 日本モーターボート選手会
一般社団法人 全国モーターボート競走施設所有者協議会
一般社団法人 全国ボートピア施設所有者協議会
公益財団法人 日本財団
公益財団法人 ブルーシー・アンド・グリーンランド財団
公益財団法人 日本海事科学振興財団
一般財団法人 日本船渠長協会
一般社団法人 日本船長協会
一般社団法人 全日本船舶職員協会
一般財団法人 海洋育英社
一般社団法人 海洋会
一般社団法人 日本船舶機関士協会
公益財団法人 海技教育財団
独立行政法人 海技教育機構
日本水先人会連合会
一般財団法人 海技振興センター
公益財団法人 海技資格協力センター
一般財団法人 日本船舶職員養成協会
一般社団法人 日本海員掖済会
一般財団法人 日本船員厚生協会
公益財団法人 日本船員雇用促進センター
公益財団法人 日本船員福利厚生基金財団
一般財団法人 全日本海員福祉センター
公益財団法人 日本殉職船員顕彰会
一般社団法人 外航船員医療事業団
船員災害防止協会